

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2009-28351
(P2009-28351A)

(43) 公開日 平成21年2月12日(2009.2.12)

(51) Int.Cl. F 1 テーマコード (参考)
A 6 3 F 7/02 (2006.01) A 6 3 F 7/02 3 0 4 D 2 C 0 8 8
 A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2007-196085 (P2007-196085)
 (22) 出願日 平成19年7月27日 (2007.7.27)

(特許庁注：以下のものは登録商標)

1. パトライト

(71) 出願人 390031772
 株式会社オリンピア
 東京都台東区東上野2丁目11番7号
 (74) 代理人 100075281
 弁理士 小林 和憲
 (74) 代理人 100095234
 弁理士 飯嶋 茂
 (74) 代理人 100117536
 弁理士 小林 英了
 (72) 発明者 長谷川 朋也
 東京都台東区東上野二丁目11番7号 株
 式会社オリンピア内
 (72) 発明者 長谷部 宗士
 東京都台東区東上野二丁目11番7号 株
 式会社オリンピア内

最終頁に続く

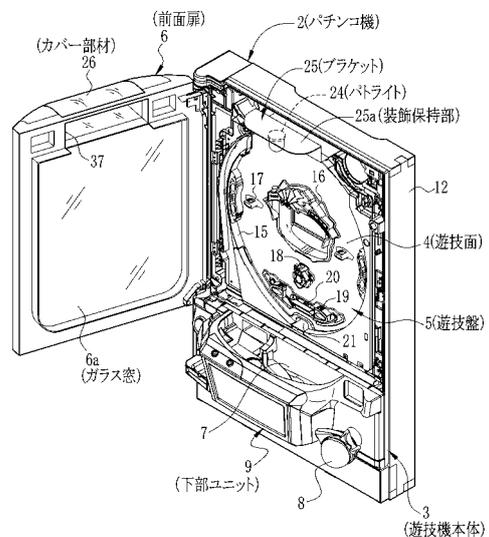
(54) 【発明の名称】 弾球遊技機

(57) 【要約】

【課題】遊技盤の交換による外観デザインの変化が大きな弾球遊技機を提供する。

【解決手段】遊技盤5の背面上部に断面がクランク状に屈曲されたブラケット25を取り付け、その端部の装飾保持部25aの下面にパトライト24を取り付け、遊技面4の前方かつ外側に配置する。パトライト24及び装飾保持部25aは、前面扉6が閉じられたときに収容開口37に収容される。収容開口37の外側には、透明なプラスチックで形成されたカバー部材26が取り付けられており、パトライト24は視認可能かつ接触不能に覆われる。遊技盤5の交換時には、パトライト24とブラケット25も一緒に交換される。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

遊技面が前方を向くように遊技機本体に取り付けられる遊技盤と、
前記遊技盤に一端が取り付けられ、前記遊技面の前方かつ外側に他端が突出されるブラケットと、
前記ブラケットの他端に取り付けられる装飾部材と、
前記装飾部材を視認可能なように覆うカバー部材とを備えたことを特徴とする弾球遊技機。

【請求項 2】

前記遊技面の前方をガラス窓によって視認可能なように覆う前面扉には、前記ガラス窓の領域外に前記装飾部材を収容する収容空間と、前記カバー部材とが一体に設けられることを特徴とする請求項 1 記載の弾球遊技機。

10

【請求項 3】

前記遊技面の前方をガラス窓によって視認可能なように覆う前面扉には、前記ガラス窓の領域外に前記カバー部材と組み合わせられて前記装飾部材を視認可能なように露呈させる窓、または開口が一体に設けられることを特徴とする請求項 1 記載の弾球遊技機。

【請求項 4】

前記装飾部材は、遊技に応じて作動する電氣的装飾装置であることを特徴とする請求項 1 ~ 3 いずれか記載の弾球遊技機。

【請求項 5】

前記装飾部材は、シートに模様、色彩もしくはこれらの結合が表されたデザインシートであることを特徴とする請求項 1 ~ 3 いずれか記載の弾球遊技機。

20

【請求項 6】

前記ブラケットの他端は、前記装飾部材の種類に応じた形状を有することを特徴とする請求項 1 ~ 5 いずれか記載の弾球遊技機。

【請求項 7】

前記ブラケットの一端は、前記遊技盤の背面に取り付けられ、前記他端は、前記遊技盤の側面を経由して前記遊技面の前方かつ外側に突出されることを特徴とする請求項 1 ~ 6 いずれか記載の弾球遊技機。

【発明の詳細な説明】

30

【技術分野】

【0001】

本発明は、遊技盤の交換によって機種が変更される弾球遊技機に関する。

【背景技術】

【0002】

遊技盤の遊技面上に遊技球を打ち出し、遊技面上を流下する遊技球を入賞口に入賞させ、入賞の景品である賞球の払い出しを受ける弾球遊技機として、パチンコ機が知られている。パチンコ機は、複数のユニットから構成されており、例えば、遊技球を発射する発射機構等が組み込まれて遊技店の島設備に設置される遊技機本体と、この遊技機本体の前面側に取り付けられ、前面及び背面に遊技面及び制御基板等が設けられた遊技盤と、遊技面の前方を視認可能に覆う前面扉等を備えている。

40

【0003】

遊技盤には、遊技面を形成するデザインシート、遊技面上に設置される釘、風車、入賞口とともに、各種の演出を行なう役物に取り付けられる。パチンコ機の外観デザインは、遊技盤だけでなく、前面扉と、この前面扉の下方に設けられた下部ユニットとのデザインの組み合わせによって構成される。

【0004】

従来のパチンコ機には、前面扉の内側に役物を取り付けて遊技面上に配置するもの（特許文献 1 参照）、前面扉の上部に前方に張り出された張出部を設け、この張出部内に可動役物を組み込んだもの（特許文献 2 参照）がある。このパチンコ機は、前面扉が重くなっ

50

て開閉しにくくなるという問題と、張出部内の可動役物に対する電源供給用の配線処理に手間がかかるという問題がある。

【0005】

また、従来のパチンコ機には、遊技盤を交換することにより機種が変更されるものがある（例えば、特許文献3参照）。遊技盤の交換により外観デザインが変化し、遊技盤の背面側に取り付けられた制御基板も一緒に交換されて遊技内容が変更される。

【特許文献1】特許第3447255号公報

【特許文献2】特開2006-247212号公報

【特許文献3】特開2006-122323号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

遊技盤の交換により機種が変更されるパチンコ機では、機種変更時のコスト削減のため、前面扉や下部ユニットは交換されない。そのため、機種変更後の外観デザインの変化が乏しいという問題があった。

【0007】

本発明は、上記問題を解決するため、遊技盤の交換による外観デザインの変化が大きな弾球遊技機を提供する。

【課題を解決するための手段】

【0008】

上記課題を解決するために本発明の弾球遊技機は、遊技面が前方を向くように遊技機本体に取り付けられる遊技盤と、遊技盤に一端が取り付けられ、遊技面の前方かつ外側に他端が突出されるブラケットと、ブラケットの他端に取り付けられる装飾部材と、装飾部材を視認可能なように覆うカバー部材から構成したものである。なお、カバー部材は、装飾部材を外側から接触不能となるように覆うため、装飾部材の破損防止、遊技機内への不正侵入防止等を図る上で好適である。

【0009】

また、遊技面の前方をガラス窓によって視認可能なように覆う前面扉に対し、ガラス窓の領域外に装飾部材を収容する収容空間と、カバー部材とを一体に設けたものである。

【0010】

また、カバー部材は、前面扉と別体に設けてもよい。この場合には、ガラス窓の領域外にカバー部材と組み合わせられて装飾部材を視認可能なように露呈させる窓、または開口が設けられる。

【0011】

また、装飾部材としては、遊技に応じて作動する電氣的装飾装置、シートに模様、色彩もしくはこれらの結合が表されたデザインシート等が用いられる。更に、ブラケットの他端は、装飾部材の種類に応じた形状にすることが好ましい。

【0012】

また、ブラケットは、一端が遊技盤の背面に取り付けられ、他端が遊技盤の側面を經由して遊技面の前方かつ外側に突出されるようにしたものである。

【発明の効果】

【0013】

本発明の弾球遊技機によれば、遊技盤の交換により遊技面の前方かつ外側に配置された装飾部材と一緒に交換されるので、機種変更後の外観デザインの変化を大きくすることができる。

【0014】

また、機種変更ほど大幅な変更ではない、例えば大当たり確率のみの変更時等には、装飾部材だけを交換することもできる。例えば、装飾部材のパトライトを可動フィギュア等に変更すれば、同じ盤面構成であっても容易に効果的なイメージチェンジを図ることができる。更に、同じ種類の機種に対して装飾部材だけを違うものにもすることもでき、簡単に

10

20

30

40

50

機種バリエーションを増やすことができる。

【0015】

また、例えば、パトライト等の機種依存性の少ない装飾部材は、機種変更済みの遊技盤から取り外して他の種類の機種に容易に流用することができる。これにより、弾球遊技機のコストを低減させ、かつリサイクル適正の向上を図ることができる。

【0016】

更に、前面扉のガラス窓の領域外に、装飾部材を収容する収容空間とカバー部材とを一体に設けたので、装飾部材の変更により前面扉の外観デザインも簡単に变化させることができる。

【0017】

また、カバー部材を前面扉と別体に構成し、前面扉の窓または開口と組み合わせるようになれば、カバー部材も異なるデザインのものに交換することができるので、外観デザインをより大幅に変更することができる。

【0018】

また、装飾部材として、電氣的装飾装置、デザインシート等、様々なものを用いることができるので、外観デザインの変化を更に大きくすることができる。

【0019】

更に、ブラケットの一端を遊技盤の背面に取り付け、他端が遊技盤の側面を經由して遊技面の前方かつ外側に突出されるようにしたので、遊技面がブラケットによって隠れたり、遊技面のデザインがブラケットに阻害されることはない。

【発明を実施するための最良の形態】

【0020】

図1に示す本発明のパチンコ機2は、ベース部材となる遊技機本体3と、この遊技機本体3に遊技面4が前方を向くように取り付けられる遊技盤5と、遊技面4の前方を視認可能かつ接触不能に覆うガラス窓6aが設けられた前面扉6と、この前面扉6の下方に配置され、遊技球が払い出される受皿7と、遊技面3上に遊技球を打ち出す操作ハンドル8等が設けられた下部ユニット9から構成される。

【0021】

遊技機本体3内には、遊技面4上に遊技球を打ち出す発射機構、遊技面4で遊技球が入賞したときに受皿7に賞球を払い出す払出し機構、遊技面4上から排出された遊技球を遊技店の設備に回収する回収機構、パチンコ機2全体を制御する制御回路等が設けられている。この遊技機本体3は、外周に設けられた固定枠12の内側に取り付けられ、この固定枠12が遊技店の島設備に固定される。

【0022】

遊技面4には、遊技球が流下する遊技領域が設けられている。この遊技領域は、打ち出された遊技球をガイドするルール15により画定される。遊技領域内には、センター役物と呼ばれる構造物16と、通過チャッカー17、始動チャッカー18、入賞チャッカー19、アタッカー20等の遊技球が入賞する入賞装置と、これらの入賞装置17~20に入賞しなかった遊技球を遊技面4上から回収する回収口21等が設けられている。なお、遊技面4上の各構造物については周知なので、詳しい説明は省略する。

【0023】

前面扉6の上部でガラス窓6aの領域外には、遊技面4の前方かつ外側で、遊技面4を遊技者の視線から隠さない位置に配置されたパトライト24が設けられている。このパトライト24は、本発明の装飾部材を構成し、ブラケット25に略水平に設けられた装飾保持部25aの下面に取り付けられ、遊技中に点灯して演出を行なう。パトライト24及びブラケット25は、例えば透明なプラスチックで形成されたカバー部材26により、視認可能かつ接触不能に覆われる。

【0024】

前面扉6は、側縁が遊技機本体3に軸支されて遊技面4の前方を覆う閉じ位置と、図2に示すように開放する開き位置との間で回動自在である。図3に示すように、遊技機本体

10

20

30

40

50

3の前面側には、遊技盤5が取り付けられる遊技盤取付部29が設けられている。遊技盤5は、遊技盤取付部29に対して着脱自在とされており、機種変更時に取り外されて新しい遊技盤5に交換される。遊技盤5の背面には、パチンコ機2での遊技や各種演出を制御する主制御基板30、副制御基板31(図4参照)が取り付けられており、これらの制御基板30,31も遊技盤5と一緒に交換される。

【0025】

図4及び5に示すように、ブラケット25は、例えば金属薄板を断面がクランク状になるように屈曲して形成される。また、パトライト24等の装飾部材の重量がかかる屈曲部には、ブラケット25の変形を防止するリブ25dが設けられている。パトライト24及びブラケット25は、遊技盤5の交換時に一緒に交換される。

10

【0026】

ブラケット25は、一端側に略垂直に形成された取付部25bに複数の穴25cが形成されており、これらの穴25cに挿通されたネジ34が遊技盤5の背面上部5aに設けられたネジ穴5bに噛み合され、遊技盤5に固着される。ブラケット25の他端側の装飾保持部25aは、遊技盤5の上面(側面)を経由して、遊技面4の前方かつ外側に突出されるので、遊技面4のデザインがブラケット25により隠されることはない。

【0027】

前面扉6の内側でガラス窓6aの上部には、前面扉6が閉じられたときにパトライト47と装飾保持部25aとが収容される収容開口37が設けられている。カバー部材26は、略U字状の断面形状をこの断面に直交する方向に伸ばした形態であり、収容開口37の外側に取り付けられて、収容開口37内にパトライト24と装飾保持部25aとが収容される収容空間を形成する。

20

【0028】

次に、上記実施形態の作用について説明する。パチンコ機2で遊技を行ない、入賞装置17~20に遊技球が入賞すると、演出動作の一つとしてパトライト24が点灯する。パトライト24は、遊技面4の前方かつ外側に突出するように配置されているため、パチンコ機2の外観デザイン、イメージに大きな影響を及ぼすことができる。

【0029】

パチンコ機2の機種変更時には、図3に示すように遊技機本体3から遊技盤5が取り外され、新たな遊技盤が取り付けられる。その際に、パトライト24とブラケット25も一緒に交換され、例えば色の違うパトライトや、電動式フィギュア等の異なる装飾部材が取り付けられる。これにより、前面扉6のカバー部材26内に収容される装飾部材が変わるので、前面扉6を交換しなくても機種変更後の外観デザインを大きく変化させることができる。

30

【0030】

なお、上記実施形態では、遊技盤5の交換時に装飾部材と一緒に交換するようにしたが、装飾部材だけを交換してもよい。例えば、大当たり確率の変更等、軽微な設定変更時に装飾部材と一緒に交換すれば、ローコストにパチンコ機2のイメージを変更することができる。また、同じ種類の機種に異なる装飾部材を取り付けて、機種バリエーションを増やしてもよい。

40

【0031】

また、上記実施形態では、前面扉6にカバー部材26を設けたが、ブラケット25または遊技盤5にカバー部材26を取り付けてもよい。この場合、前面扉6にカバー部材26と組み合わせられて装飾部材が視認可能なように露呈させる窓、または開口を一体に形成すればよい。これによれば、遊技盤5の交換時にカバー部材26も一緒に交換することができるので、パチンコ機2の外観デザインをより大幅に変更することができる。

【0032】

また、装飾部材として、パトライトや電動式フィギュア等の電氣的装飾装置を例に挙げたが、各種デザインが印刷されたデザインシート用いてもよいし、デザインシートと電氣的装飾装置とを組み合わせてもよい。また、デザインシートを用いる場合には、例えばブ

50

ラケット 25 の装飾保持部 25 a が垂直面になるよう形成してデザインシートが遊技者から視認しやすくする等、装飾部材の種類に応じてブラケットの形状を変更することが好ましい。

【0033】

更に、ブラケット 25 を遊技盤 5 の背面上部に取り付けたが、背面側部に取り付けて遊技面 4 の前方かつ外側に装飾部材を配置してもよい。この場合、ガラス窓 6 a の側方にカバー部材を配置することになり、外観デザインを更に大幅に変更することができる。

【0034】

また、上記ブラケット 25 に代えて、図 6 に示すブラケット 40 を用いてもよい。このブラケット 40 は、遊技盤 5 に取り付けられる固定ベース部 41 と、この固定ベース部 41 に回転軸 42 によって回転自在に軸支される装飾保持回転部 43 と、この装飾保持回転部 43 を所定の位置でロックするロック部 44 から構成される。

【0035】

固定ベース部 41 は、例えば金属薄板を断面が L 字状となるように屈曲したもので、垂直面 41 a には遊技盤 5 にネジ止めする際に使用される複数個の穴 41 b が設けられている。また、水平面 41 c の幅方向中央の端縁近傍には、回転軸 42 が挿入されて抜け止めされる貫通孔が設けられている。

【0036】

装飾保持回転部 43 は、固定ベース部 41 と同様に金属薄板を断面が L 字状となるように屈曲したもので、垂直面 43 a の下面に回転軸 42 が設けられ、水平面 43 b の下面に装飾部材であるパトライト 47 が取り付けられる。この装飾保持回転部 43 は、パトライト 47 が前面を向く装飾位置と、2 点鎖線で示すように、パトライト 47 が背面を向く保護位置との間で回転される。

【0037】

ロック部 44 は、例えば、固定ベース部 41 の側面に回転自在に取り付けられた掛け金 50 と、装飾保持回転部 43 の側面に立設されて掛け金 50 が掛けられるピン 51 から構成されており、固定ベース部 41 と装飾保持回転部 43 の両側面に同じものが設けられる。このロック部 44 は、装飾保持回転部 43 を装飾位置及び保護位置で回転しないようにロックする。なお、ロック部 44 は掛け金とピンに限定されず、装飾保持回転部 43 を所定の位置でロックできる構成であればよい。

【0038】

装飾保持回転部 43 は、機種変更用の遊技盤 5 を遊技店まで運搬し、遊技機本体 3 への取り付けが終了するまで保護位置に回転され、取り付け終了後に装飾位置に回転されてロック部 44 によりロックされる。これにより、遊技盤 5 に対するブラケット 40 の突出量を小さくすることができるので、運搬時の遊技盤 5 の梱包を簡略化することができ、かつブラケット 40 の破損を防止することができる。また、遊技盤 5 を遊技機本体 3 に取り付けの際に、遊技盤 5 が取り扱いやすくなる。

【図面の簡単な説明】

【0039】

【図 1】本発明を用いたパチンコ機の構成を示す外観斜視図である。

【図 2】前面扉を開放した状態を示すパチンコ機の外観斜視図である。

【図 3】遊技機本体から遊技盤を取り外した状態を示すパチンコ機の外観斜視図である。

【図 4】ブラケットの取り付け状態を示す遊技盤の外観斜視図である。

【図 5】ブラケット近傍の構成を示す断面図である。

【図 6】本発明の別の構成のブラケットを示す外観斜視図である。

【符号の説明】

【0040】

- 2 パチンコ機
- 3 遊技機本体
- 4 遊技面

10

20

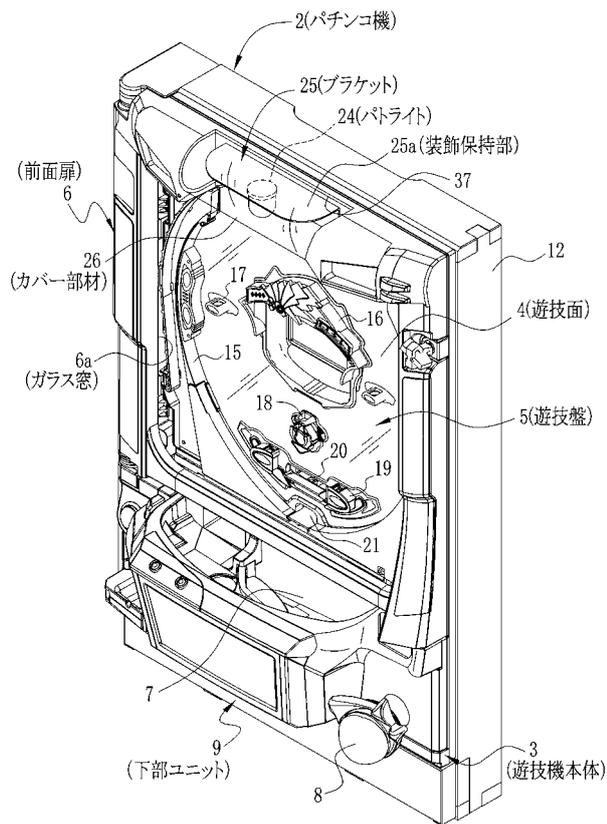
30

40

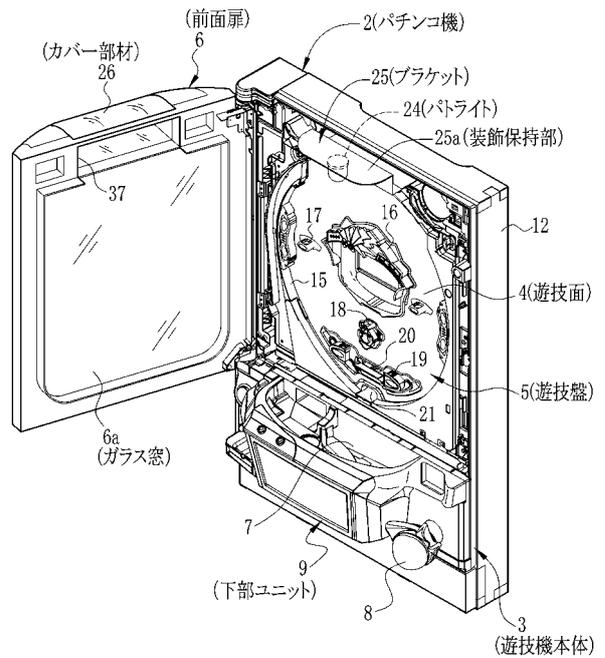
50

- 5 遊技盤
- 6 前面扉
- 9 下部ユニット
- 24 パトライト
- 25 ブラケット
- 26 カバー部材
- 37 収容開口

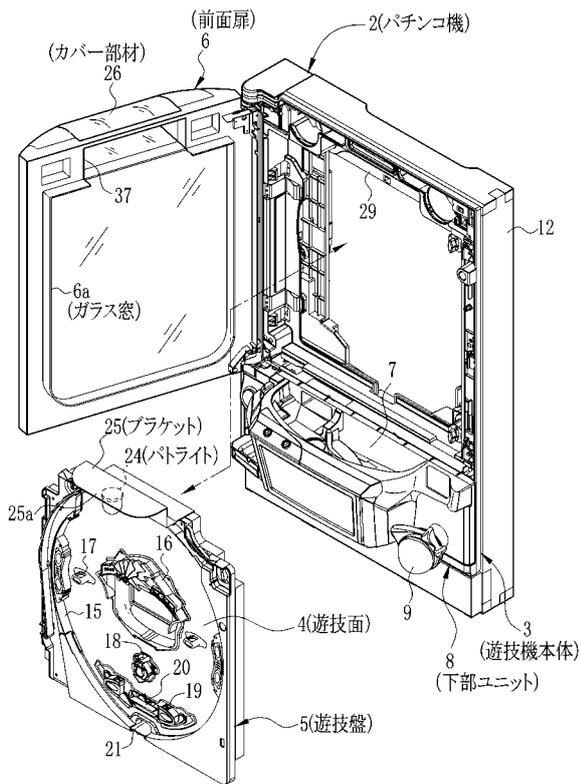
【 図 1 】



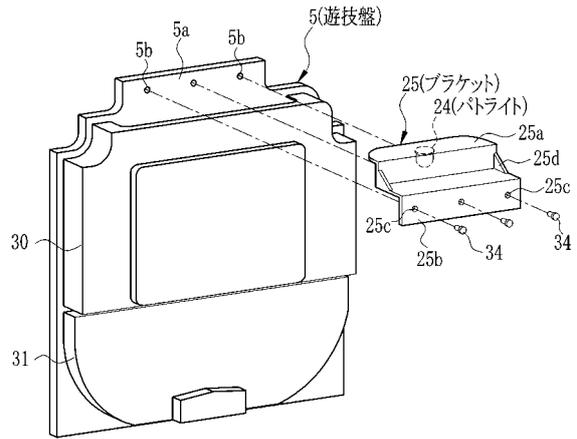
【 図 2 】



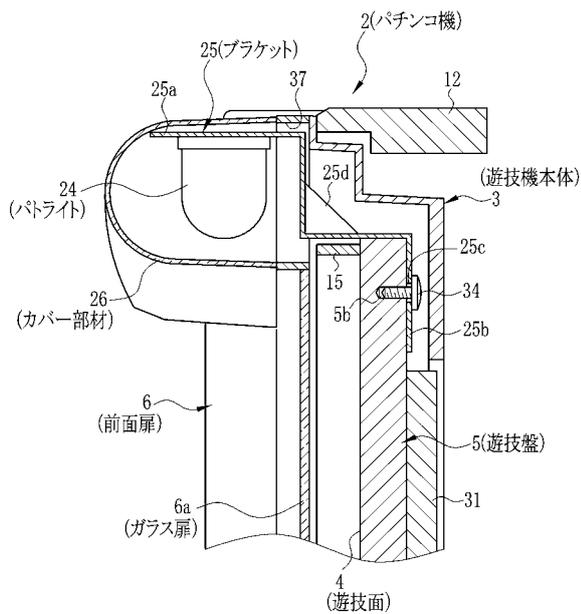
【 図 3 】



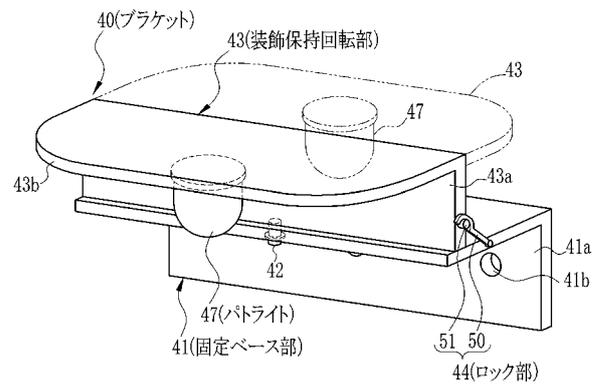
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



フロントページの続き

- (72)発明者 呉山 直志
東京都台東区東上野二丁目1番7号 株式会社オリンピア内
- (72)発明者 菅原 和秋
東京都台東区東上野二丁目1番7号 株式会社オリンピア内
- (72)発明者 田中 秀治
東京都台東区東上野二丁目1番7号 株式会社オリンピア内
- Fターム(参考) 2C088 BC25 EA06